

令和 7 ・ 8 年度

花巻市

競争入札参加資格審査申請の特記事項

〔追加登録〕

(電子申請とは別に花巻市に提出する書類等)

令和 7 年 1 0 月 花巻市

【問合せ先】

花巻市財務部契約管財課契約検査係

〒025-8601 花巻市花城町 9 － 3 0

TEL : 0198-41-3519 FAX : 0198-24-0259

花巻市が発注する建設工事、建設関連業務（以下「建設コンサル」という。）の競争入札及び物品購入等の入札（見積合わせに準用）に参加するためには、競争入札参加資格審査を申請し、各種資格者名簿に登載される必要があります。

申請は、「岩手県南広域競争入札参加資格審査申請の手引き」による電子申請と併せて、別途本紙に記載する事項を熟読のうえ、必要書類を花巻市に提出してください。

〔関連要綱〕

- ・花巻市営建設工事競争入札参加資格者の資格等に関する要綱（平成 18 年花巻市告示第 9 号）
（以下「建設工事要綱」という。）
- ・花巻市営建設関連業務委託指名競争入札参加資格者要綱（平成 21 年花巻市告示第 215 号）
（以下「建設関連業務要綱」という。）
- ・花巻市物品購入等指名競争入札参加資格者要綱（平成 28 年花巻市告示第 27 号）
（以下「物品要綱」という。）

〔 目 次 〕

建設工事について	P 2	1 資格要件について
		2 申請を受付ける工種について
		3 等級区分について
	P 3	4 提出書類について
	P 4	5 提出書類の記入方法と注意事項について
	P 6	6 申請書の提出方法及び提出期間
		7 提出場所
	P 7	8 等級区分の審査に係る総合評点基準点の公表
		9 資格審査結果の通知
		10 資格の喪失及び取消し
建設コンサルについて	P 8	11 資格要件について
		12 申請を受付ける業種について
		13 資格審査結果の通知
		14 資格の喪失及び取消し
物品・役務について	P 9	15 資格要件について
		16 申請を受付ける業種について
		17 個別調査について
	P 10	18 個別調査の回答方法及び回答期間について
		19 資格審査結果の通知
		20 資格の喪失及び取消し
共通事項	P 11	21 電子入札について
		22 入札制度について
		23 申請に関する問合せ先

建設工事について

1 資格要件について

競争入札参加資格審査（以下「資格審査」という。）を希望される方は、「岩手県南広域競争入札参加資格審査申請の手引き 6」に記載しているもののほか、次の要件を満たしていることが必要です。

- ・ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者（政令第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合を含む。）

2 申請を受付ける工種について

以下の 16 工種

- ① 土木一式 ② 建築一式 ③ 電気工事 ④ 管 ⑤ 鋼構造物 ⑥ 舗装 ⑦ 塗装
⑧ 防水 ⑨ 内装仕上 ⑩ 機械器具設置 ⑪ 電気通信 ⑫ 造園 ⑬ さく井 ⑭ 消防施設
⑮ 清掃施設 ⑯ 解体

3 等級区分について（対象：5 工種を希望する市内業者のみ）

建設工事要綱第 3 条の規定により資格審査を行い、同第 6 条の規定により資格基準に適合すると認められた者を、資格者名簿に市内業者（市内業者には入札・契約等の権限を花巻市内の支店又は営業所等に委任するものを含む。以下同じ。）、市外業者に分けて登載します。

このうち、土木一式、建築一式、電気、管、舗装の 5 工種を希望する市内業者は、次の客観的事項、主観的事項及び技術者要件により審査し等級別区分を行います。

（1）客観的事項の審査

経営事項審査の総合評定値

（2）主観的事項の審査

次の事項について評点化して審査

項 目	内 容	評 点
工事施工成績評点	令和 6・7 年度工事施工成績により算定	最高＋ 70 点 最低△156 点
地域貢献活動	令和 6～7 年度（令和 7 年 10 月 31 日まで）に、花巻市内において行った自主的な地域貢献活動	1 件＋ 5 点（単年度 の上限＋10 点） 最高＋20 点
除排雪業務の受託	令和 5・6 年度に、花巻市又は国・岩手県の除排雪業務を受託	単年度＋15 点 最高＋30 点
花巻市消防団員の雇用	令和 7 年 10 月 31 日において、花巻市消防団員に任命されている者の常時雇用	1 人＋ 5 点 上限＋20 点
若年者又は女性技術者の雇用	令和 4 年 4 月 1 日から令和 6 年 10 月 31 日までの間に採用し、令和 7 年 10 月 31 日まで継続して常時雇用している若年者又は女性技術者	1 人＋10 点 上限＋20 点

休業制度の整備	育児休業又は介護休業制度を整備	+20 点
いわて地球環境にやさしい事業所認定取得	いわて地球環境にやさしい事業所制度の認定を取得	+10 点
障がい者の雇用	令和 7 年 10 月 31 日において、障がい者を雇用。ただし、「障害者の雇用促進等に関する法律」(昭和 35 年法律第 123 号。以下「障害者雇用促進法」という。)に基づき、雇用を義務付けられている場合は、法定雇用率を達成している場合に限る。	+20 点
指名停止による減点	令和 6・7 年度に、市営建設工事等の競争入札における指名停止措置要綱により指名停止措置を受けた場合	指名停止月数×△ 10 点

(3) 技術者要件

技術者数により等級を区分(1、2級技術者が2人未満の場合は、申請ができません。)

工事種別	等級区分	技術者要件
土木一式	A級	1、2級技術者 12人以上(うち1級技術者5人以上)
	B級	1、2級技術者 6人以上(うち1級技術者3人以上)
	C級	1、2級技術者 2人以上
建築一式	A級	1、2級技術者 8人以上(うち1級技術者4人以上)
	B級	1、2級技術者 5人以上(うち1級技術者1人以上)
	C級	1、2級技術者 2人以上
電気	A級	1、2級技術者 6人以上(うち1級技術者3人以上)
	B級	1、2級技術者 2人以上
管	A級	1、2級技術者 5人以上(うち1級技術者2人以上)
	B級	1、2級技術者 2人以上
舗装	A級	1、2級技術者 8人以上(うち1級技術者4人以上) かつ、舗装施工管理技術者1級1人以上(土木施工管理技士等との重複可)
	B級	1、2級技術者 2人以上

4 提出書類について(対象: 5工種を希望する市内業者のみ)

5工種(土木一式、建築一式、電気、管、舗装)の資格者名簿の登載を希望する市内業者は、「岩手県南広域競争入札参加資格審査申請の手引き 8」に記載しているもののほか、花巻市に以下の書類を各1部提出してください。

【凡例】○…必須提出 △…該当するものがある場合のみ提出

NO.	提出区分	提出書類
-----	------	------

1	○	経営規模等評価結果通知書 総合評定値通知書の写し
2	○	技術職員名簿（様式第1号） ・資格者証の写しを添付すること。 ・実務経験者の場合は、別紙1 実務経験証明書を提出すること。
3	△	舗装施工管理技術者調書（様式第2号） ・資格者証の写しを添付すること。
4	△	主観的事項に係る証明書等 ① 地域貢献活動の実績調書（様式第3号）又は既存の証明書など ② 除排雪業務受託の契約書等の写し ③ 花巻市消防団員任命状況確認書（様式第4号）及び雇用状況を証明する書類（健康保険者証の写しなど） ④ 若年者又は女性技術者の雇用状況を証明する書類（健康保険者証の写しなど） ⑤ 育児休業又は介護休業制度を証明する書類（社則及び労使協定書の写しなど） ⑥ いわて地球環境にやさしい事業所得制度の認定書の写し ⑦ 障がい者の雇用を証明する書類 ア 障害者雇用促進法に基づく障がい者の雇用を義務付けられている場合 令和7年度に公共職業安定所の長に提出した「障がい者雇用状況報告書」（令和7年6月1日現在）の写し イ 上記以外の場合 障がい者手帳等の写し及び雇用状況を証明する書類の写し

5 提出書類の記入方法と注意事項について

（1）経営規模等評価結果通知書、総合評定値通知書の写し

- ① 経営事項審査基準日（決算日）が令和6年10月1日以降で最新のものの写しを、A4判に縮小して添付すること。ただし、申請時に提出できない場合は、令和8年3月31日までに提出するものとし、その他の書類は令和7年11月28日の申請期限内に提出すること。
- ② 許可行政庁の審査に時間を要している等の理由で、令和8年3月31日までに①の書面を提出できない場合は、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第27条の26第2項に規定する「経営規模等評価申請書」（受付印のあるもの）と「工事種類別完成工事高」の写しを、A4版に縮小して提出すること。ただし、「経営規模等評価結果通知書、総合評定値通知書」を受けた後は速やかにその写しを提出すること。
- ③ 経営状況分析が終了したのみ、あるいは経営事項審査を予約したのみの状況では、提出できません。

（2）技術職員名簿（様式第1号）

- ① 希望する工事種別に対応する国家資格や実務経験を有する技術者について、令和7年10月

31日の状況を記入すること。

- ② 土木一式、建築一式、電気、管及び舗装の工種ごとに、1級及び2級技術者の合計を（様式第1号）中上部の欄に記入すること。なお、この場合1人2業種までの記載とされている「経営規模等評価結果通知書、総合評定値通知書」の技術者数と一致しない場合があるが、（様式第1号）表中に記載される技術資格者の実人数と合計を一致させること。
- ③ 法第7条第2号イ、ロ又は法第15条第2号に該当する技術者、若しくは資格取得後に所定の経験年数が必要な資格を申請する技術者（技術職員コード表のうち、【 】欄に年数の記載のある資格）については、実務経験証明書（様式第1号）別紙1を提出すること。
- ④ 各種「技師補」については、技術職員名簿（様式第1号）への記載は不要とする。

項 目	内 容
生年月日	・年号コード（明治…M、大正…T、昭和…S、平成…H）を用いて記入
有資格区分コード	・希望する工事種別に対応する国家資格等について、別表「技術職員コード表（第1表：資格区分コード表）」の中から、該当コード番号を記入
実務経験者担当業種コード	・実務経験年数により技術者として認められている者について、別表「技術職員コード表（第2表：建設工事の種類コード表）」の中から該当するコード番号を記入
監理技術者資格者証交付番号	・技術者が監理技術者資格者証の交付を受けている場合に記入
経營業務の管理責任者	・該当者の欄に○を記入
営業所専任の技術者	・該当者の欄に○を記入

（3）舗装施工管理技術者調書（様式第2号）

- ① 「舗装」を希望する者のうち、1級舗装施工管理技術者を有する者が提出すること。（提出されない場合は、舗装A級の登録はできません。）
- ② 舗装施工管理技術者試験に合格し、申請書を提出する日までに資格者証が交付されていること。

（4）主観的事項を証明する証明書等

① 地域貢献活動

次の4要件を全て満たす活動について加点するものとする。

- ・対価を伴わない非営利目的の活動であること。（請負契約、注文等に基づく活動は対象外）
- ・企業としての取組みであること。（役員、従業員等の個人的活動は対象外）
- ・地域との協働による活動又は地域からの依頼等により事前に合意形成がなされた活動であること。
- ・地域の団体等により、客観的な確認ができる活動内容であること。（感謝状、町内会等関係者の証明等）

② 除排雪業務の受託

契約書の件名で「除排雪」等の表示が無い場合は、契約書に添付されている仕様書等の写しも添付すること。

③ 花巻市消防団員任命状況確認書

令和 7 年 10 月 31 日時点の状況について証明すること。

④ 若年者又は女性技術者の雇用

若年者は、採用日において 30 歳未満の者（技術系・事務系を問わない）のことをいう。また、雇用期間が特に限定されておらず、健康保険・厚生年金保険・雇用保険に加入している者（短時間勤務の者を除く）を対象とする。

⑤ 休業制度の整備

「育児休業又は介護休業制度を証明する書類（社則及び労使協定書の写し等）」は、労働基準監督署の確認印があるものに限る。

⑥ いわて地球環境にやさしい事業所得制度の認定書

認定区分は★★★又は★★★★を取得していること。ただし、経営事項審査において ISO14001 認定取得に係る加点を受けている場合は対象外とする。

⑦ 障がい者の雇用を証明する書類

ア 障害者雇用促進法等に基づき、障がい者の雇用を義務付けられている場合

「令和 7 年度に公共職業安定書の長に提出した障がい者雇用状況報告書（令和 7 年 6 月 1 日現在）の写し」を提出すること。

※ 従業員数 40.0 人以上の事業主は、障害者雇用促進法に基づき、毎年 6 月 1 日現在の障がい者の雇用に関する状況（障がい者雇用状況報告）をハローワークへ提出する義務があります。民間企業の法定雇用率は 2.5%です。

イ 上記以外の場合

「障がい者手帳等の写し及び雇用状況を証明する書類（健康保険被保険者証等の写し等）」を提出すること。

6 申請書の提出方法及び提出期間

（１）提出方法

郵便又は持参

申請書類一式は無色透明のクリアファイルに入れ、事業所名及び所在地を記載した A 4 サイズの添書を付して提出すること。（ファイリング不要）

（２）提出期間

令和 7 年 11 月 4 日（火）から令和 7 年 11 月 28 日（金）まで（土、日、祝日を除く。）

7 提出場所

（１）郵送の場合

〒025-8601 岩手県花巻市花城町 9 番 30 号「花巻市財務部契約管財課契約検査係」宛て

（２）持参の場合

花巻市役所本庁舎 2 階契約管財課（受付時間：午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分）

8 等級区分の審査に係る総合評点基準点の公表

等級区分の審査に係る総合評点基準点の公表は、花巻市ホームページ（契約管財課契約検査係）に掲載しております。

9 資格審査結果の通知（対象：全事業者）

資格審査結果は、令和8年6月中に郵送で通知します。

令和7・8年度市営建設工事請負資格者名簿は、令和8年7月1日からの適用となります。

10 資格の喪失及び取消し

建設工事要綱第10条及び第11条のとおりです。

建設コンサルについて

11 資格要件について

資格審査を希望される方は、「岩手県南広域競争入札参加資格審査申請の手引き 6」に記載しているもののほか、次の要件を満たしていることが必要です。

- (1) 申請及び申請書類の重要な事項について、虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者でないこと。
- (2) 政令第167条の4第1項に該当しない者であること。
- (3) 政令第167条の4第2項各号のいずれかに該当しない者又はその事実があった後2年を経過している者であること。
- (4) 関係法令の規定による営業若しくは業務停止の処分を現に受けている者でないこと。

12 申請を受付ける業種について

以下の4業種

- ① 測量 ② 建設コンサルタント ③ 地質調査 ④ 補償コンサルタント

※ 提出を要する書類はありません。

13 資格審査結果の通知（対象：全事業者）

資格審査結果は、令和8年6月中に郵送で通知します。

令和7・8年度花巻市営建設関連業務委託資格者名簿は、令和8年7月1日からの適用となります。

14 資格の喪失及び取消し

建設関連業務要綱第9条及び第10条のとおりです。

物品・役務について

15 資格要件について

資格審査を希望される方は、「岩手県南広域競争入札参加資格審査申請の手引き 6」に記載しているもののほか、次の要件を満たしていることが必要です。

- (1) 申請日現在において、業務実績が1年以上であること。
- (2) 政令第167条の4第1項に該当しない者であること。
- (3) 政令第167条の4第2項各号のいずれかに該当しない者又はその事実があった後2年を経過している者であること。
- (4) 関係法令の規定による営業若しくは業務停止の処分を現に受けている者でないこと。

16 申請を受付ける業種について

(1) 物品の製造・販売は、以下の25業種

- ① 衣類・その他繊維製品類 ② ゴム・皮革・プラスチック製品類 ③ 窯業・土石製品類
- ④ 非鉄金属・金属製品類 ⑤ フォーム印刷 ⑥ その他印刷類 ⑦ 図書類
- ⑧ 電子出版物類 ⑨ 紙・紙加工品類 ⑩ 車両類 ⑪ その他輸送・搬送機械器具類
- ⑫ 船舶類 ⑬ 燃料類 ⑭ 家具・什器類 ⑮ 一般・産業用機器類 ⑯ 電気・通信用機器類
- ⑰ 電子計算機類 ⑱ 精密機器類 ⑲ 医療用機器類 ⑳ 事務用機器類
- ㉑ その他機器類 ㉒ 医薬品・医療用品類 ㉓ 事務用品類 ㉔ 土木・建設・建築資材
- ㉕ その他

※ 花巻市は、警察用装備品類の受け付けは行っておりません。

(2) 物品の買受けは、次の2業種 ① 立木竹 ② その他

(3) 役務の提供は、以下の14業種

- ① 広告・宣伝 ② 写真・製図 ③ 調査・研究 ④ 情報処理 ⑤ 翻訳・通訳・速記
- ⑥ ソフトウェア開発 ⑦ 会場等の借り上げ ⑧ 賃貸借 ⑨ 建物管理等各種保守管理
- ⑩ 運送 ⑪ 車両整備 ⑫ 船舶整備 ⑬ 電子出版 ⑭ その他

※ ⑧賃貸借に関する留意事項

- ・ 賃貸借のうち、リースとは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の17における長期継続契約を締結することができる契約のことで、花巻市が指定する納入者から指定する金額でリース会社が物件を買い取り、その物件を長期間賃貸することです。
- ・ 賃貸借のうち、レンタルとは、上記リース以外の短期間の賃貸借のことです。

17 個別調査について（対象：賃貸借を希望する事業者）

賃貸借の資格者名簿の登載を希望する事業者は、LoGo フォームにより希望する分類を回答してください。

18 個別調査の回答方法及び回答期間

(1) 回答方法

以下の URL (LoGo フォーム) から回答すること。

URL : <https://logoform.jp/f/zXGSI>

QR :



(2) 回答期間

令和 7 年 11 月 4 日 (火) から令和 7 年 11 月 28 日 (金) まで

19 資格審査結果の通知 (対象 : 全事業者)

資格審査結果は、令和 8 年 3 月中に郵送で通知します。

令和 7 ・ 8 年度物品購入等指名競争入札参加資格者名簿は、令和 8 年 4 月 1 日からの適用となります。

20 資格の喪失及び取消し

物品要綱第 9 条及び第 10 条のとおりです。

共通事項

21 電子入札について

花巻市では、特別の事情がない限り、次に該当する入札は電子入札システムにより行います。

このため、各種名簿に登載されていても電子入札システムの利用者登録がない場合は入札に参加できませんのでご注意ください。

電子入札システムの概要や利用者登録の方法及びお知らせ等については、花巻市ホームページ「電子入札システム・入札情報公開システム」よりご確認ください。

(⇒https://www.city.hanamaki.iwate.jp/business/nyusatsu_keiyaku/index.html)

〔電子入札の対象〕

- ・ 建設工事
- ・ 建設コンサル
- ・ 物品購入、印刷製本、単価契約及びリース（複合機・印刷機・車両）（契約管財課及び教育企画課で行う契約のみ）

22 入札制度について

花巻市ホームページに、入札心得を掲載しておりますので、ご確認ください。

(⇒https://www.city.hanamaki.iwate.jp/business/nyusatsu_keiyaku/1019917/1020571.html)

23 申請に関する問合せ先

花巻市財務部契約管財課契約検査係 【電話】 0198－41－3519（ダイヤルイン）